

4 基本方向の具体的内容



(1) 緑づくり

① 都市公園・農村公園の緑化

現状と課題

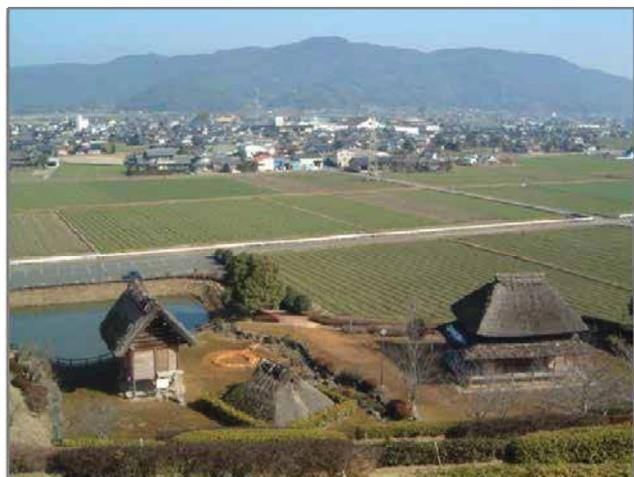
- 都市公園、農村公園は、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、県民に憩いの場を提供するだけでなく、災害時の避難地としての役割を兼ね備えています。
- 地域の人々が憩い、語り合える緑豊かなふれあいの場を提供することにより、県民の住んでいる地域への愛着を育てていく必要があります。
- 災害時の避難場所として、都市公園、農村公園等を整備し、緑の空間を提供することで、快適で安全な公園を創造していく必要があります。

施策の方向性

- 県民の憩いの場やレクリエーション活動の場として、良好で快適な環境を形成するため、地域の特性を活かし、広域的に利用できる公園や日常生活に密着した身近な公園の緑化を推進します。
- 環境教育の場や自然学習の場、災害時の避難・救助活動の場として機能を維持し、季節感が楽しめる樹木での緑化を推進します。
- 公園内の環境美化活動を行うボランティア団体を育成するとともに、住民の手による維持管理等を促進し、地域に親しみのある公園の緑づくりを推進します。



森林公園（佐賀市）



和泉式部公園（嬉野市）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■植栽

●都市公園

- ・街区公園、運動公園は、敷地面積の30%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり4本以上植栽します。
- ・近隣公園、地区公園及び総合公園は、敷地面積の50%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり4本以上植栽します。
- ・主な樹木
ウメ、サクラ類、イロハモミジ、ケヤキ、イチョウ、ヤマボウシ、サザンカ、コブシ、サルスベリ、ヒトツバタゴ、クスノキ、ヤブツバキ、カシ類、ヤマモモ、タブノキ、モッコク、実のなる木、中低木類 など

●農村公園及びその他の公園等

- ・農村公園等は、敷地面積の20%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり4本以上植栽します。
- ・主な樹木
ウメ、サクラ類、イロハモミジ、ケヤキ、イチョウ、ヤマボウシ、サザンカ、コブシ、サルスベリ、ヒトツバタゴ、クスノキ、ヤブツバキ、カシ類、ヤマモモ、タブノキ、モッコク、実のなる木、中低木類 など

■維持管理

●都市公園、農村公園及びその他公園等

- ・樹木（中高木）については、自然な樹形を生かすため、必要に応じて枝葉の剪定を行います。
- ・公園利用者が快適かつ安全に公園を利用できるように、適切に枝葉の剪定や雑草等の除去を行います。
- ・病虫害が発生したときは、必要に応じて薬剤等による防除を行い、枯損や樹勢が衰退した樹木は、撤去や植替えを検討します。



植栽状況（グリーンパーク香田：みやき町）



剪定状況（大渡農村公園：武雄市）

4 基本方向の具体的内容



② 街路・道路の緑化

現状と課題

- 道路は、産業・生活の基盤として、利用者の快適性ととも、沿線の環境保全や景観形成にも重要な役割を果たしています。
- 特に、街路樹は、遮光や交通分離、衝撃緩和などの交通安全機能や景観向上機能、騒音低減や大気の浄化といった生活環境保全機能、防災機能など、様々な機能を有しており、都市公園と同様に市街地等における代表的な緑となっています。

施策の方向性

- 今後整備する道路は、沿線の状況に応じ、交通安全の機能を確保しながら、連続性のある緑化（グリーンベルト化）を推進し、道路の景観向上や騒音、大気汚染の軽減を図ります。
- 市街地沿線状況に応じて、植樹帯や植栽箇所の確保に努め、道路交通や周辺地域の環境条件に適した植栽を行います。
- 街路には、県民がうるおいとやすらぎを感じられるよう、花が咲く樹木や紅葉する樹木などを植栽します。
- 利用者の安全に配慮し、定期的に街路樹の剪定を行うなど、適切な維持管理に努めます。
- 道路周辺の環境美化活動を行うボランティア団体を育成するとともに、住民の手による樹木の植栽や維持管理などを促進し、地域に親しみのある緑の空間づくりを行います。



徐福サイクルロード（佐賀市）



県道49号佐賀空港線（佐賀市）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■植栽

●都市地域（市街化区域及びこれに準ずる区域）

- ・街路を新設する場合は、街路樹(中高木)を100m当たり10本程度植栽します。
- ・街路樹が植栽されていない既設の道路については、歩道舞踏の余地に必要な応じて樹木(中高木)を植栽します。

・主な樹木

ケヤキ、イチョウ、ハナミズキ、ヒトツバタゴ、モミジバフウ、ホルトノキ、タラヨウ、シラカシ、低木類 など

●農山漁村地域

- ・樹木が少ない田園地域の道路沿線には、必要に応じて樹木(中高木)を植栽します。
- ・彩りが少ない人工林や常緑広葉樹林地帯の林道等沿線には、景観の保全・向上のために可能な限り樹木(中高木)を植栽します。

・主な樹木

ケヤキ、イチョウ、ハナミズキ、ヒトツバタゴ、モミジバフウ、ホルトノキ、タラヨウ、シラカシ、低木類 など

■維持管理

●都市地域（市街化区域及びこれに準ずる区域）、農山漁村地域

- ・道路では、車両の通行に支障が無いよう、必要に応じて枝葉の剪定や雑草等の除去を行い、通行車両の視距と安全を確保します。
- ・街路では、必要に応じて枝葉の剪定や雑草等の除去を行い、歩行者の安全を確保します。
- ・樹木の枝葉が、電線や住宅に接触しそうな箇所は、必要に応じて剪定を行います。
- ・病虫害が発生したときは、必要に応じて薬剤等による防除を行い、枯損や樹勢が衰退した樹木は、撤去や植替えを検討します。



剪定状況（国道207号：鹿島市）



消毒状況（国道207号：鹿島市）

4 基本方向の具体的内容



③ 住宅地の緑化

現状と課題

- 住宅地の緑は、生活にうるおいとやすらぎを与える最も身近な緑として、私たちの生活に深く結びついているだけでなく、県民の緑化意識を向上させています。
- 住宅地では、庭木や生け垣により、樹木の緑化がある程度は確保されていますが、道路に面した部分は、ブロック等の壁が主流で景観上の緑の効果が低い状況にあります。
- 公営住宅の敷地内には、児童遊園、広場、通路、駐車場等の緑化が行われており、地域住民にうるおいとやすらぎの空間を提供しています。
- 公営住宅では、今後も他の共同住宅のモデルとなるような緑化を進めていく必要があります。

施策の方向性

- 県民一人一人が自分の生活環境をうるおいのあるものにするために、自らの手で緑化を行う意識づくりを推進します。
- 住宅地では、可能な限り、樹木による庭園や生け垣等を推進します。
- 公営住宅では、地域住民との交流が図れるよう児童遊園、広場、通路、駐車場等にバランスのよい樹木の配置による緑化を進めることで、緑豊かでうるおいのある住環境を整備し、地域の景観との調和を図ります。
- 公営住宅を建て替える場合は、南側空間の生け垣化、住棟や歩道周りの緑化を行い、他の共同住宅のモデルとなるような緑化を推進します。



県営住宅光団地（佐賀市）



江北町営住宅（江北町）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■植栽

●個人住宅

- ・道路との境界に、生け垣（高さ1.2m程度）を植栽します。

●集合住宅（マンション等）

- ・集合住宅を新設する場合は、敷地面積の20%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・既設については、敷地面積から建築面積及び道路等の緑化が困難な面積を控除した空地の50%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・主な樹木
ウメ、ヤマボウシ、エゴノキ、ハナミズキ、イロハモミジ、サルスベリ、ヒメシャラ、シマトネリコ、ヒメユズリハ、ヤマモモ、中低木類 など

●公営住宅

- ・公営住宅を新設する場合は、敷地面積の20%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
ただし、児童遊園及び調整池は控除することができます。
- ・既設については、敷地面積から建築面積及び道路等の緑化が困難な面積を控除した空地の50%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・主な樹木
サクラ類、ケヤキ、イロハモミジ、コブシ、ハクモクレン、モミジバフウ、ヒトツバタゴ、ヤマボウシ、ヤマモモ、ユズリハ、ホルトノキ、中低木類 など

■維持管理

●個人住宅

- ・生け垣の枝葉が道路側にはみ出さないように、必要に応じて剪定を行います。
- ・病虫害が発生したときは、専門家等に相談し、薬剤等による防除を行います。

●集合住宅、公営住宅

- ・樹木の剪定や雑草等の除去は、土地所有者や地域住民等が協力して行います。



植栽状況（江北町営住宅：江北町）

4 基本方向の具体的内容



④ 学校・保育施設等の緑化

現状と課題

- 子どもたちの成長過程における自然とのふれあいの重要性が見直されるなか、学校・保育施設等の緑は、良好な教育環境を提供するとともに、子どもたちが自然に親しみ、緑を育てる体験を通して、環境緑化の大切さを学び、自然愛護や奉仕の心を育てる重要な機能を果たしています。
- 学校は、地域の緑の拠点であるとともに、樹木は延焼防止の役割を果たしており、安全な環境を支え、災害時の避難地としての機能を有しています。
- 現在の機能を十分発揮させるため、各学校・保育施設等の特色や地域性を活かした緑づくりを進めていく必要があります。
- 子どもたちの体験学習や環境教育の場として活用できるように、緑づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

- 学校は、地域との関わりが深く、今後の民間の緑づくりを推進するうえで、モデルとしての事業効果も大きいいため、花が咲く樹木や昆虫採集、木登り、実のなる木などの植栽、校庭の芝生化など、緑に包まれた学校づくりを推進します。
- 学校におけるビオトープづくりなど、樹木の植栽による生物の生息空間づくりを推進します。
- 学校・保育施設等では、子どもたちの熱中症対策のため、樹木による木陰づくりを推進します。
- 体験学習や環境教育の一環として、情操心を育む具体的な活動である緑化活動への積極的な取り組みを推進します。



塩田中学校（嬉野市）



唐津東高等学校（唐津市）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■植栽

●学校

- ・学校を新設する場合は、敷地面積の20%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
ただし、運動場及び調整池は控除することができます。
- ・既設については、敷地面積から建築面積等の緑化が困難な面積を控除した空地の50%以上の区域について、樹木(中高木)を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・主な樹木
コナラ、クヌギ、アキニレ、モミジバフウ、サクラ類、コブシ、カシ類、シイ類、ヤマモモ、ホルトノキ、クスノキ、タブノキ、実のなる木、中低木類 など

●保育施設等

- ・保育施設等を新設する場合は、敷地面積の20%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
ただし、運動場及び調整池は控除することができます。
- ・既設については、敷地面積から建築面積等の緑化が困難な面積を控除した空地の50%以上の区域について、樹木(中高木)を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・主な樹木
コナラ、クヌギ、アキニレ、モミジバフウ、サクラ類、コブシ、カシ類、シイ類、ヤマモモ、ホルトノキ、クスノキ、タブノキ、実のなる木、中低木類 など

■維持管理

●学校、保育施設等

- ・子どもたちの体験学習や環境教育の場として利用できるように、適切に剪定や雑草等の除去を行い、子どもたちの安全を確保します。
- ・病虫害が発生したときは、専門家等に相談し、薬剤等による防除を行います。



保育施設の緑化（志久慈音保育園：武雄市）



植栽状況（塩田中学校：嬉野市）

4 基本方向の具体的内容



⑤ 公共庁舎等の緑化

現状と課題

- 公共庁舎等は、地域の拠点として、県民へのサービスを提供する場であり、さらには利用する県民のための憩いの場や安らぎの場となっています。
- また、災害時における避難地として、地域緑化の象徴として、景観を形成する上でも重要な役割を担っています。
- 公共庁舎等のなかには、県庁など良好な緑化がされている施設等もありますが、全体的にフェンス等で囲まれた施設が多い状況にあります。

施策の方向性

- 公共庁舎等の設置目的に合わせて、周辺地域と調和した緑化を行います。
- 公共庁舎等では、地域の風土に適した樹木の選定による緑化を進めるとともに、環境に配慮した維持管理を行います。また、来訪者に憩いの場を与え、執務環境の向上に配慮した緑化を行います。
- 地域性や景観に配慮し、佐賀の四季の移り変わりを楽しめるような緑化を行います。



佐賀県庁本庁舎（佐賀市）



ハローワーク佐賀（佐賀市）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■植栽

- ・公共庁舎等を新設する場合は、敷地面積の20%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
ただし、調整池は控除することができます。
- ・既設については、敷地面積から建築面積等の緑化が困難な面積を控除した空地の50%以上の区域について、樹木(中高木)を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・主な樹木
サクラ類、アキニレ、ハナミズキ、ケヤキ、コブシ、モミジバフウ、トチノキ、ユリノキ、クロマツ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ、ヤマモモ、シマトネリコ、中低木類 など

■維持管理

- ・周辺地域と調和した景観を保全し、県民の憩いの場や安らぎの場となるように、適切に維持管理を行います。
- ・公共庁舎等の利用者が快適に施設を使用できるように、適切に枝葉の剪定や雑草等の除去を行います。
- ・病虫害が発生したときは、必要に応じて薬剤等による防除を行い、枯損や樹勢が衰退した樹木は、撤去や植替えを検討します。



アバンセ（佐賀市）



植栽状況（土井丸公民館：鹿島市）

4 基本方向の具体的内容



⑥ クリーク・ため池周辺の緑化

現状と課題

- クリーク・ため池は、利水、治水の役割のほか、人々のうるおいとやすらぎの場になっているとともに、多様な生物の生息、生育、繁殖の場となっているなど、重要な役割を担っています。
- 昔はクリーク沿いにヤナギ、ハゼノキなどの樹木が植栽されていましたが、圃場整備後は、クリークの統廃合などにより、農作業の利便性や効率性がよくなった一方で、景観上では緑化が少なくなっています。
- クリーク・ため池周辺の緑の景観を向上させるためには、農地の所有者や地域住民との合意形成を得たうえで、水と緑の空間整備や自然環境に配慮した整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

- クリーク・ため池の整備にあたっては、利水、治水のほか、地域の意見を踏まえ水辺環境や景観との調和がとれた緑の空間づくりを推進します。
- 農地周辺では、樹木による日照障害や鳥などの住処となりやすい環境が生まれるなどの問題も考えられることから、地域の農業者と十分に話し合い、営農に影響が出ないように注意しながら、クリーク沿いに樹木を植栽するなど、景観や環境に配慮した緑化を推進します。
- クリーク・ため池の周辺には、多様な生物が生息するようなビオトープを回復、維持していくことを推進します。



有明水路（白石町）



浦田三段ため池（大町町）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■ 植栽

- ・ 自然な樹形をした樹木（中高木）を可能な限り植栽します。
※並木の場合の植栽間隔（中高木）は、12m程度とします。
- ・ 主な樹木
ヤナギ、センダン、ヤマハゼ、ナンキンハゼ、ネムノキ、ムクノキ、エノキ、クヌギ、カツラ、コブシ、ラクウショウ など

■ 維持管理

- ・ 樹木の剪定や雑草等の除去は、クリーク、ため池の管理者や地域住民等が協力して行います。
- ・ クリーク、ため池等の景観や水辺環境の保全を図るため、必要に応じて枝葉の剪定や雑草等の除去を行います。
- ・ 病虫害が発生したときは、専門家等に相談し、薬剤等による防除を行います。



剪定状況（有明水路：白石町）

4 基本方向の具体的内容



⑦ 河川の緑化

現状と課題

- 河川は、治水、利水の役割のほか、人々のうるおいの場になっているとともに、多様な生物の生息、生育、繁殖の場となっているなど、重要な役割を担っています。
- 河川の緑の景観を向上させるためには、自然環境に配慮した整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

- 河川の整備にあたっては、治水、利水のほか、地域の意見を踏まえ、周辺の景観との調和がとれた水辺環境と緑の空間づくりを推進します。また、良好な河畔樹木が生育している場合は、可能な限り保全します。
- 自然な河岸、水際を形成し、多様な生物の生息、生育、繁殖の場として、緑の環境づくりを推進します。



嬉野川河畔（嬉野市）



二級河川浜川（鹿島市）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■植栽

- ・ 現況の河川に良好な河畔樹木がある場合は、洪水に対する安全性、樹木の管理体制、流木対策等を十分に検討したうえで保全します。
- ・ 治水安全性に影響がなく、樹木の管理体制ができた区域において、自然な樹形をした樹木（中高木）を植栽します。
※並木の場合の植栽間隔（中高木）は、12m程度とします。
- ・ 主な樹木
サクラ類、ヤナギ、センダン、ナンキンハゼ、クヌギ、ムクノキ、ネムノキ、エノキ、ヤマハゼ、クロマツ など

■維持管理

- ・ 樹木の剪定や雑草等の除去は、河川の管理者や地域住民等が協力して行います。
- ・ 河川の景観や水辺環境の保全を図るため、河川の管理者や地域住民等は、必要に応じて枝葉の剪定や雑草等の除去を行います。
- ・ 病虫害が発生したときは、専門家等に相談し、薬剤等による防除を行います。



松原川（佐賀市）



植栽状況（巨勢川調整池：佐賀市）

4 基本方向の具体的内容



⑧ 海岸・港湾・漁港の緑化

現状と課題

- 海岸では、高潮などの自然災害から後背地や地域住民の生命、財産を守るため、堤防、護岸などの海岸保全施設の整備が行われています。
- 港湾、漁港は、作業空間の質的向上を目指すため、施設の整備が行われています。
- 海岸では、人々のやすらぎや憩いの場として、海辺空間の保全や海岸レクリエーション機能の整備が求められています。
- 唐津湾、伊万里湾などの臨海部埋立地では、防風機能やレクリエーション機能、親水機能を備えた緑の空間を整備していく必要があります。

施策の方向性

- 海岸では、防災機能の強化を図るとともに、良好な海岸環境や景観の保全、憩いの場としての海岸空間の創出など、防災、環境、利用の調和のとれた緑の空間づくりを推進します。
- 港湾、漁港では、利用者の利便性と快適性の向上を図るとともに、県民が海と緑に親しむ場となるような緑化を推進します。
- 緑地整備にあたっては、周辺の景観や環境に配慮しながら、地域の実情に応じて、潮風に強い広葉樹やクロマツ（抵抗性クロマツ）等を植栽し、うるおいのある緑空間づくりを推進します。



虹の松原（唐津市）



唐津港東港地区（唐津市）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■ 植栽

- ・敷地内の空地で樹木の維持管理体制ができた区域においては、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・主な樹木
クロマツ、オオシマザクラ、アキニレ、エノキ、センダン、ウバメガシ、シイ類、タブノキ、ホルトノキ、ヒメユズリハ など

■ 維持管理

- ・周辺地域と調和した景観を保全し、農地等の塩害や潮害を防止するため、適切に維持管理を行います。
- ・松くい虫防除は、地元との調整を行い、適切な時期に実施し、松食い虫による枯損などが発生したときは、被害木を伐倒し、燻蒸処理等を行います。
- ・病虫害が発生したときは、必要に応じて薬剤等による防除を行い、枯損や樹勢が衰退した樹木は、撤去や植替えを検討します。



植栽状況（唐津港東港地区：唐津市）



松くい虫防除状況（東の浜：唐津市）

4 基本方向の具体的内容



⑨ 民間施設等の緑化

現状と課題

- 民間企業における緑づくりでは、労働環境の向上と周辺地域と調和した良好な環境の創出が期待でき、工場立地法の対象となる事業所・工場においては、敷地面積の20%以上の緑地が確保されるよう指導されています。
- 一部の商業施設においては、魅力ある商業地域を目指して、地域独自の緑づくりに取り組まれています。
- 事業所や工場では、全体的に緑が少なく、道路に面したところでは、ブロック塀やフェンス、あるいは建物壁となっているところが多い状況です。
- 一般的に商業施設には緑が少ないため、街のオアシスとして、地域の環境づくりに役立つような緑の空間の整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

- 住宅地や商業地が混在した事業所や工場では、景観形成や騒音防止、防風、火災延焼防止のための緑化を進め、工場立地法対象外の事業所や工場についても、緑化の普及啓発を行います。
- 事業所や工場内の駐車場等においても、地球環境に配慮した積極的な緑づくりが行われるよう推進します。
- 中心市街地の緑化ネットワークを広げていき、うるおいとやすらぎの緑の空間づくりを推進します。
- 市街地の活性化に繋がるように、商業区域ぐるみで緑化活動が推進されるよう普及啓発を図ります。



商業施設周辺の緑化（佐賀市）



工場周辺の緑化（佐賀市）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■植栽

●商店街、ショッピングセンター

- ・施設を新設する場合は、敷地面積の20%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・既設については、敷地面積から建築面積等の緑化が困難な面積を控除した空地の50%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・主な樹木
サクラ類、ハナミズキ、コブシ、ハクモクレン、モミジバフウ、ヒトツバタゴ、クロガネモチ、カシ類、モッコク、ヒメユズリハ、中低木類 など

●工場、事業所

- ・周辺地域の生活環境の保持に寄与するために、敷地面積に対する緑地面積の割合は、20%以上とします。
- ・主な樹木
サクラ類、イチョウ、モミジバフウ、コナラ、コブシ、カシ類、シイ類、タイサンボク、クスノキ、タブノキ、シロダモ、ナナミノキ、中低木類 など

■維持管理

●商店街、ショッピングセンター

- ・商業施設では、周辺地域と調和した景観を保全し、来訪客の方々に快適に感じてもらえるように、必要に応じて剪定や雑草等の除去を行います。
- ・病虫害が発生したときは、専門家等に相談し、薬剤等による防除を行います。

●工場、事業所

- ・事業所や工場では、周辺地域と調和した景観を保全し、従業員の労働環境が向上するように、必要に応じて剪定や雑草等の除去を行います。
- ・病虫害が発生したときは、専門家等に相談し、薬剤等による防除を行います。



商業施設周辺の緑化（佐賀市）



植栽状況（藤木緑地：鳥栖市）

4 基本方向の具体的内容



⑩ 医療施設・社会福祉施設の緑化

現状と課題

- 医療施設、社会福祉施設については、リラクゼーションをはじめとした緑の効用等を視野に入れた施設の整備が行われています。
- 利用者がうるおいとやすらぎを感じ、安定した精神状態を作り出す緑の役割は大きく、緑の効用に配慮した環境の整備を促進する必要があります。

施策の方向性

- 施設の外周部、中庭、各施設のアプローチ部など、それぞれの区域に適応する緑化を行い、利用者がうるおいとやすらぎを十分に感じることができるよう緑の空間づくりを推進します。
- 地域の環境と調和し、四季の移り変わりを楽しめる広葉樹の植栽を推進します。
- 利用者が一緒になって緑にふれあい、親しむことができるような身近な緑づくりを推進します。



医療施設周辺の緑化（佐賀市）



社会福祉施設の緑化（多久市）

4 基本方向の具体的内容



緑化の目安

■ 植栽

- ・施設を新設する場合は、敷地面積の20%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
- ・既設については、敷地面積から建築面積等の緑化が困難な面積を控除した空地の50%以上の区域について、樹木（中高木）を100㎡当たり2本以上植栽します。
 - ・主な樹木
サクラ類、ハナミズキ、コブシ、ハクモクレン、ヒトツバタゴ、クロガネモチ、カシ類、モッコク、ヒメユズリハ、タイサンボク、実のなる木、中低木類 など

■ 維持管理

- ・周辺地域と調和した景観を保全し、施設利用者がうるおいとやすらぎを感じることができるよう、必要に応じて剪定や雑草等の除去を行います。
- ・病虫害が発生したときは、専門家等に相談し、薬剤等による防除を行います。



医療施設の緑化（武雄市）



医療施設の緑化（佐賀市）